

CONTENTS

●法改正コラム	第4回 民法改正4 -会社法改正-	弁護士 森田 博貴
●下請法コラム	第4回 下請代金の減額禁止	弁護士 大武 英司
●助成金コラム	小規模事業者持続化補助金	事務員 湯田 えり奈
●グレイス・ニュース	GW期間中 営業日のご案内/事故チームからのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「ココロプラン株式会社」	事務員 今西 英華

TOPICS  法改正コラム

第4回 民法改正4  
-会社法改正-

弁護士  
森田 博貴



今月は会社法改正についてお知らせ致します。

1. 会社法とは

会社法とは、会社の設立、組織、運営及び管理の一般原則を定めた法律です。同法は、平成17年7月26日に制定され、昨年6月20日、「会社法の一部を改正する法律」の国会での可決により、制定後初の改正が決まりました。

改正会社法の施行日は平成27年5月1日ですので、まさにこのコラムを読んで頂く頃、企業経営と切り離すことのできない会社法の内容が変更されます。

2. 社外取締役に関する変更点

今回の重要改正点の一つが、社外取締役の取扱いです。改正前の会社法では、委員会設置会社など特殊な場合を除き、会社に社外取締役が設置されるのは稀でした。

しかしながら、この度の改正により、公開<sup>\*1</sup>・大会社<sup>\*2</sup>である監査役会設置会社であって有価証券報告書提出会社である会社は、社外取締役の設置が原則となります。そして、これを設置しない場合、取締役が株主に対し、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務を負うことになります。

このように、法が社外取締役の設置を原則とするのは、昨今、企業不祥事の発覚により株主が不測の

損害を被るケースが相次いでいることに照らし、取締役会の監督役として社外取締役を置き企業統治（ガバナンス）の質を高めること、企業の健全運営や株式市場の公正・安定の点で望ましいからです。

3. 鹿児島県の現状に照らして

既に述べたように、社外取締役の設置が原則となるのは、公開・大会社である監査役会設置会社であり且つ有価証券報告書提出会社<sup>\*3</sup>に限られます。現状の鹿児島県でこの条件を満たす会社は多くありません。

もっとも、ガバナンスに対する社会的注目は、企業の規模を問わず高まる一方です。上場を目指す会社はもとより、そうでない場合でも、継続的・安定的発展を目指す以上、法的ないし経営的な助言・監督を期待できる社外取締役を活用することが、今後重要になってくると見込まれます。

<sup>\*1</sup>公開会社：発行する株式の全部または一部について譲渡制限が付いていない会社

<sup>\*2</sup>大会社：最終事業年度に係る貸借対照表に計上した資本金の額が5億円以上又は負債の額が200億円以上の株式会社

<sup>\*3</sup>有価証券報告書提出会社：金融商品取引法により、有価証券報告書の提出が義務付けられている会社のこと。上場企業の他、直近5事業年度のいずれかの末日における株主数が1000名以上である会社等も含まれる。

第4回

## 下請代金の減額禁止

弁護士  
大武 英司



これまで、下請法が禁止している親事業者の行為について、①受領拒否、②下請代金の支払遅延について説明してきましたが、今回は親事業者による下請代金の減額禁止について触れます。

下請法第4条1項3号では、親事業者の禁止行為の1つとして「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」が挙げられております。業務委託取引においては、下請事業者の立場が弱く、一旦決定された下請代金であっても事後的に減じられやすいことや、下請事業者が減額要求を拒否することが困難であるという現実があることから定められた規定です。

この規定で注意しなければならないのは、どのようなケースが「下請代金の減額」にあたるのかという点です。重要なのは、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても「下請代金の減額」に当たるということです。

例えば、親事業者が下請事業者に物品の製造を発注したとします。その後、下請事業者と合意をしていないのに、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請代金の額から減じた場合、本法違反とされたという実例が存在します。減額の名目は問いませんので、「振込手数料」以外に「リベート」「管理料」「一時金」「手数料」「割引料」などの名目で実質的に下請代金が減額されている件で違反行為とされた実例も多数存在します。

また、下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価が改定された場合に、旧単価で発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金を減額するなど、減額の方法が通常と異なっても実質的に下請代金を減額したのと同視できる場合には本法違反となります。

それでは、下請事業者が減額に同意した場合には下請法違反とはならないでしょうか？

結論から申し上げます、これも下請法違反となります。減額が許されるのは、下請事業者の責に帰すべき理由がある場合ですから、たとえ親事業者の一方的な減額ではなく、下請事業者の同意がある場合であっても、下請代金の減額をすることは許されません。

以上のように、下請代金の減額は非常に厳しく禁止されております。これに違反した場合、下請代金債務の一部不履行として、下請事業者は減額された未払金額の支払いを請求することができます。なお、この場合、下請事業者は減額された未払金額について、物品の受領や役務の提供を受けた日から60日を超える期間の分につき、年14.6%の遅延利息をも併せて請求できることになりますので、特に親事業者は果たして下請代金の減額にあたるか否かを十分注意しなければなりません。

いよいよ、当事務所で開催予定の下請法セミナーが近づいて参りました。4月22日に開催致します。是非皆様には積極的にご参加頂き、事前予防の観点から日々の取引内容の見直しをする機会として頂きたく存じます。

今回は、『返品及び買いたたきの禁止』について触れる予定です。



## 小規模事業者持続化補助金

事務員  
湯田 えり奈



### 経費の一部に利用できます！

企業が持続的な経営に取り組む中で様々な目標や改善策を考える機会があります。

例えば、「これを改善できれば、お客様が増えるのに…」  
「こんな素晴らしいプランを多くの人に知って欲しいのに…」など。そんな時に必ず「あと少し予算があったら…」と考えるのも現実ではないでしょうか。

そこで！！

経費の一部を補助してもらえる制度を利用してみませんか。＜中小企業庁＞日本商工会議所の『小規模事業者持続化補助金』です。

平成27年2月27日(金)～平成27年5月27日(水)がその期間となっております。

小規模事業者である個人・法人が対象となります。  
※ 従業員数20人以下（卸売業・小売業・サービス業は5人以下）が『小規模事業者』となります。

### 対象となる「業種」・「事業」・「経費」

#### 業種

##### 卸売業・小売業

常時使用する従業員の数 → 5人以下

##### サービス業（宿泊業・娯楽業以外）

常時使用する従業員の数 → 5人以下

##### サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数 → 20人以下

##### 製造業、その他

常時使用する従業員の数 → 20人以下

#### 事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

《対象となる取り組みの例》

(1) 広告宣伝 → 広告費

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

(2) 集客力を高めるための店舗改装 → 外注費

幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

(3) 展示会・商談会への出展 → 展示会等出展費

新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

(4) 商品パッケージや包装紙等の変更開発費 → 開発費

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

#### 経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策の場合のみ）、委託費、外注費

### 気になる補助額は？

#### 補助率・補助額

・ **補助率** 補助対象経費の2/3以内

・ **補助額** 上限50万円

\*事業内容次第では、上限が増える場合もあります。

(1) ①雇用を増加させる取り組み、②従業員の処遇改善を行っている事業者、③買い物弱者対策に取り組む事業者の場合は、補助上限額が100万円となります。

(2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。(上限500万円)

(3) 上記(1)と(2)の併用は可能です。(上限500万円)

### 申請を経営見直しのきっかけに

今回の補助金申請を機会に収益やコスト構造など経営の見直しやご自身の大切な企業を今後も持続化させていくための見直しなどのきっかけになるのではないのでしょうか。それらを整理することで新たな夢や目標もでてくるかもしれません。

弁護士法人グレイスはそんな企業様を応援しております。申請に必要な経営改革書の作成などお手伝いさせていただきます。限られた期間ではありますが是非、取り組まれては如何でしょうか。

〈参考サイト〉「小規模事業者持続化補助金」特設サイト <http://h26.jizokukahojokin.info/>

**GW 期間中  
営業日のご案内**

平素より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。  
GW 期間中は、**暦通り【土・日・祝祭日】が休業日**となっております。

日程によっては担当弁護士が不在となることもございますので、予めご了承ください。  
事前にご確認の上お越しくさせていただきますよう、お願い申し上げます。

4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	5/2 (土) ~ 5/6 (水)	5/7 (木)	5/8 (金)	5/9 (土)	5/10 (日)
通常営業 9:00 ~ 18:30	休業	休業	通常営業 9:00 ~ 18:30	休業	休業	通常営業 9:00 ~ 18:30	通常営業 9:00 ~ 18:30	休業	休業

**事故チームからのお知らせ/  
ホームページ新コンテンツ  
"グレイスのこだわり"**

交通事故ホームページにて "グレイスのこだわり" を新たに発信していきます。  
グレイスの事故チームがどんなところにこだわって事件を解決しているか、その一端をご紹介できればと思います。詳しくはWEBをご覧ください。 **WEB** <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/>

**事務員コラム  
商品・サービス紹介編**



事務員 今西 英華  
3ヶ月連続となりますが、どうぞお付き合いください!  
今月は、ココロプラン株式会社をご紹介します。

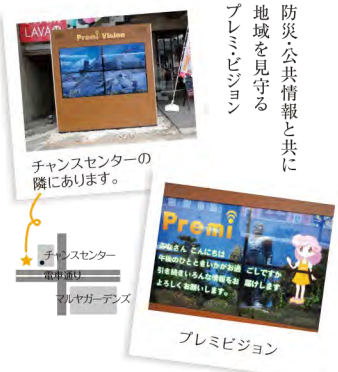


天文館のチャンスセンターに隣接するビル前路上に、電子看板「プレミ・ビジョン」があるのをご存じですか? 94インチ相当なので通行中に気付いた方もいるかもしれませんね。広告宣伝主体の大型ビジョンと何が違うのか…。そしてそもそも『プレミ』とは何でしょうか?

実はこのプレミビジョンは、総務省の災害情報共有基盤 (L アラート) が配信されると画面が切り替わるシステムが組み込まれています。ココロプランさんは、このシステムの情報伝達者としての資格を活かし、街頭のビジョンだけでなく、更にPC及びスマホ、携帯電話を通じて地域住民にメールで情報を配信する事業も同時に立ち上げています (本パッケージで特許申請済み)。

『プレミ』とは「何かしようとする前 (プレ) に、真っ先に見 (ミ) てもらえる媒体でありたい」という願いが込められたそうです。鹿児島県や鹿児島市など20を超える公共団体からの有益な情報が提供されることも特徴の一つです。

多くの人々と安心安全の情報を共有することを最大のミッションに頑張るココロプランさん。とても頼もしく素敵な事業なんだと感じ入った今西でした。公益性が高い点で広告も着実に集まると嬉しいですね!! お申し込みは随時受付中です。詳しくはホームページ (<https://www.premi.jp/>) をご覧ください。



防災・公共情報と共に  
地域を見守る  
プレミ・ビジョン

「安心・安全」のための防災・防犯情報や観光情報、施設に関する情報等など、県民だけでなく観光客にとっても有益な情報を発信しています。

DATA

ココロプラン株式会社  
鹿児島市中町4番2号4階  
TEL 099-226-2070  
WEB <http://www.premi.jp/>

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご利用ください。



**弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?**

- 《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など  
<http://ameblo.jp/kote-law/>
- 《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など  
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

**ブログ随時  
更新中です**

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索  
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル **0120-100-129**

受付時間: 平日9:00~18:30  
※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります



弁護士法人グレイス  
E-mail [info2@grace-law.jp](mailto:info2@grace-law.jp)  
<http://www.kotegawa-law.com>

〈鹿児島事務所〉  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-17 ヲルボー1鹿児島6階  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784